

(保護者用)

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)

さくら保育園・さくら第2保育園施設長 殿

入所児童名 _____

病名「 _____ 」と診断され、

_____年 _____月 _____日 医療機関名「 _____ 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____ 印又はサイン

保育園における感染症の登園基準一覧表

下記の感染症にかかった場合は医師の診断を受け、指示にしたがい登園届を提出してから登園を再開してください。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園をお願いします。

第二種の感染症（出席停止の病気）

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しんが消失していること
水ぼうそう	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好となっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111 など）	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
結核・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

第三種の感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	嘔吐・下痢などの症状が収まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※上記掲載以外の感染症の場合も登園届が必要になる場合もあります。